

山形市野草園 喫茶コーナー運営業務に係る公募要綱

山形市野草園
山形市大字神尾832番地の3
電話 : 023-634-4120
FAX : 023-634-4121
E-mail : yasouen634@celery.ocn.ne.jp

山形市野草園喫茶コーナーの運営業務に係る公募要綱

1 趣 旨

山形市野草園は、自然を育む心の涵養と余暇活動の充実に資することを目的として山形市により設置された施設で、一般財団法人 山形市都市振興公社（以下「公社」という。）が指定管理者として施設を管理運営しています。

園には、利用者の利便性の向上を図るため軽食等を提供する喫茶コーナーを設置しており、その運営業務について外部の業者に委託するため、次により運営事業者（以下「事業者」という。）を公募します。

2 山形市野草園の概要

(1) 名 称	山形市野草園
(2) 所 在 地	山形市大字神尾 8 3 2 番地の 3
(3) 設 置 者	山形市
(4) 指定管理者	一般財団法人山形市都市振興公社
(5) 開 園 期 間	4月1日から11月30日まで
(6) 休 園 日	毎週月曜日（ただし、月曜日が祝日の場合はその翌平日） ※ 4月第3月曜日から6月第2月曜日まで無休
(7) 開 園 時 間	午前9時から午後4時30分まで
(8) 年間入園者数	令和6年度 21,040名 令和7年度 21,200名（見込）

3 喫茶コーナーの概要

(1) 名 称	喫茶コーナー
(2) 場 所	山形市野草園 自然学習センター内（別紙1）
(3) 管理者	一般財団法人山形市都市振興公社
(4) 現行使用面積	39m ² （喫茶コーナー及び厨房含む）、座席数20席

4 公募の概要

(1) 業務内容	喫茶コーナー運営業務
(2) 委託期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日（1年） ※ 最大5年まで更新可とする。
(3) 使用料等	販売手数料 ・毎月の売上から販売手数料を納入すること。（事業者の提案による） 光熱水費（電気、ガス） ・電気は実費負担 ・プロパンガスは、事業者が直接ガス取扱業者と契約するものとする。

5 応募資格要件

次に掲げる要件のすべてを満たす事業者（個人・法人・団体）が応募することができます。

- 応募の際、現に山形市から一般競争入札等の指名停止措置の制限をされていないこと。
- 過去1年以内に保健所より事業者に起因する営業停止措置を受けていないこと。
- 会社更生法、民事再生法に基づく更正又は再生手続きを開始又は開始等の申立てがされていないこと。
- 事業者の代表者が成年被後見人、被保佐人、被補助人又は破産者でないこと。
- 事業者が法人の場合にあっては当該事業者が、法人でない場合にあっては当該事業者の代表が納めるべき税及び公共料金を現に滞納していないこと。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

6 運営条件

(1) 喫茶コーナーの営業期間等

営業期間、営業時間、営業日は次のとおりです。ただし、事業者の提案を受け公社が認めた場合は、これを変更できるものとします。

- ア 営業期間 4月1日から11月30日まで
- イ 営業時間 野草園の開園時間内とし、事業者の提案による。
- ウ 営業日 野草園の休園日以外とし、事業者の提案による。
- エ その他 自動販売機による供給も可能とする。

(2) 営業場所

事業者が業務を行う施設は、山形市野草園 自然学習センター内の指定された場所（喫茶コーナー及び厨房含む39m²）とする。

(3) その他

- ア 売上日報等（金銭登録機によるレシート控えを含む。）を提出して下さい。
- イ 事業者の提案を受け公社が認めた販売手数料及び光熱水費（電気料）を遅滞なく納付して下さい。
- ウ 運営権利を第三者に譲渡又は転貸してはなりません。
- エ 営業に必要な各種法令に基づく許認可については、事業者が取得して下さい。
- オ 運営は、常に良好なサービスの提供に努めて下さい。苦情等については、事業者が責任をもって適切に対応して下さい。
- カ 備え付けの備品（別紙2）以外の営業に必要な備品等を事業者の費用負担により完備して下さい。その場合、委託期間満了の際に現状回復し、事業者が準備した備品等は、事業者の責任において解体及び撤去することとします。引き続き継続の場合はこの限りではありません。
- キ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令を遵守するとともに徹底を図ること。また、これらについて発生した問題については、事業者の負担と責任において対処して下さい。
- ク 業務によって発生した廃棄物は分別し、園内の定められた集積所に運搬して下さい。
- ケ 事故が発生した場合は、適切な措置を行い、速やかに公社に報告して下さい。

7 契約

- (1) 事業者は、公社と喫茶コーナーの運営に関する詳細な項目について協議したうえで、公社との契約を締結します。
- (2) 委託期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとしますが、運営状況が著しく悪化するなど、継続することが困難又は不適当であると認められた場合は、契約を変更又は解除することがあります。

8 施設設備の維持管理

(1) 施設維持管理費用の負担区分

次に掲げる費用は、事業者の負担とします。

- ア 施設設備（別紙2）の維持管理、消耗品の交換等
- イ 喫茶コーナーの清掃
- ウ 営業に伴う廃棄物については、当園で処分を行いますが、発生した廃棄物の分別、園内の定められた集積所への運搬は事業者が行うものとします。

(2) その他

- ア 既存の備品に不具合が生じた場合は、速やかに公社に連絡すること。
- イ 過失責任による施設等の損傷等については事業者が負担すること。

9 応募の方法

応募しようとする事業者は、次のとおり応募書類を提出してください。

(1) 応募書類 後記「応募書類一覧表」参照

※記載上の注意事項も明記しております。

(2) 提出先 後記「応募書類の提出先・問合せ先」参照

(3) 提出期間 令和8年2月25日（水）午前8時30分から令和8年3月3日（火）午後3時まで

※持参の場合の受付時間は、平日の午前8時30分から午後3時まで（正午から午後1時までを除く）です。

(4) 提出方法 郵送又は持参により提出してください。

(5) 留意事項

・提出期限までに提出先に書類が到着しなかったものは、無効とします。

・受理後の書類の訂正、修正、再提出等は、原則として認めません。

・記載方法等は、必ず守ってください

10 選定の方法

(1) 事業者の選定に係る審査は、応募書類及びプレゼンテーションにより行います。

(2) 応募書類及び企画提案に多数の視点（別紙3）から評価点数を付ける方法により総合的に審査します。

ア 十分な実績及び経験を有しているか。

イ 経営状況が良好であるか。

ウ 業務を適切かつ確実に遂行できる人的体制及びその他体制等が良好であるか。

・人員体制及び商品・食材の供給体制

・収支計画

・衛生管理

・苦情や要望に適切に対応するための体制

エ 営業内容が優れているか。

・喫茶コーナー運営コンセプト

・取扱いメニュー又は取扱品目並びに価格

・レイアウト及び装飾

(3) 審査機関

事業者選定の審査は、公社が行うものとし、選定審査会において審査します。

(4) 候補者の選定

審査では、応募者を順位付けし、順位の高い応募者から優先して候補者の選定に係る交渉を行います。交渉の整った応募者を候補者として選定します。

(5) 選定結果の通知等

選定の結果は、応募者に対し速やかに通知します。選定の結果は、山形市野草園ホームページへの掲載等により公表します。

11 現地説明会の開催

次のとおり、施設の現地説明会を開催します。なお、この説明会に参加しなくとも応募することができます。

(1) 申込期限 令和8年2月2日（月）～2月13日（金）

(2) 申込方法 別添様式にて、野草園管理事務所、FAXまたはEメールにより申し込みください。

(3) 現地説明会の日時 令和8年2月16日（月）午前10時30分から

(4) 現地説明会の会場 山形市大字神尾832-3 山形市野草園 自然学習センター

(5) 参加申し込みが1件も無い場合は、現地説明会の開催はございません。

12 質問・回答

(1) 企画立案に際しての質問は、次のとおり行ってください。

ア 質問書の提出

質問書は、FAX、Eメール、郵送又は持参の方法で1部を提出してください。表題に「山形市野草園喫茶コーナー運営業務委託に関する質問書」と明記したA4版縦使い(Eメールの場合を除く。)横書の文書にし、事業者名を明記の上提出してください。定型の様式はありません。内容は、簡潔に記載してください。持参以外の方法で提出された質問書については、受け取ったことを確認するため電話連絡します。

※ 口頭による質問は受け付けません。

イ 提出期限

令和8年2月17日(火)から2月19日(木)まで

持参の場合の受付時間は、平日、午前8時30分から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)です。

(2) 回答

上記の提出期限までに到着したものの回答します。回答は、すべての質問を取りまとめて、応募者全員に2月24日(火)までにお知らせします。

13 スケジュール

業者選定のスケジュールは、概ね次のとおりです。

	項目	日程
1	公募の公表	令和8年2月1日(日)
2	公募要綱等の配布期間	令和8年2月1日(日)～10日(火)
3	施設現地説明会	令和8年2月16日(月)※2/13まで申し込み
4	質問受付期間	令和8年2月17日(火)～19日(木)
5	質問の回答	令和8年2月24日(火)
6	応募書類の受付期間	令和8年2月25日(水)～3月3日(火)
7	審査(書類審査、プレゼンテーション)・決定	令和8年3月中旬～下旬
8	業者の決定通知	
9	現運営業者との引継ぎ	
10	契約の締結	令和8年4月1日
11	業務準備	令和8年4月2日より
12	営業開始	令和8年4月中旬(準備が整い次第)

14 応募に関する留意事項

(1) 追加資料の提出

選定審査会が必要と認めたときは、追加資料の提出を求めることがあります。

(2) 応募に係る費用

応募書類等の提出、その他応募に要する経費については、すべて応募者の負担とします。

(3) 応募書類等の取扱い

提出された応募書類は、返却しません。応募書類、審査結果に係る文書等は、情報公開の対象となり、公開する場合があります。

(4) 失格

応募内容に虚偽の記載や、その他不正行為があることが判明したときは、その事業者を失格とすることがあります。

15 応募書類一覧表

書類	内容	
応募申込書	所定の様式で作成 [様式一 1]	
事業者の概要	所定の様式で作成 [様式一 2]	
事業計画書	所定の様式で作成 [様式一 3]	
収支計画書	所定の様式で作成 [様式一 4]	
宣誓書	所定の様式で作成 [様式一 5]	
貸借対照表・ 損益計算書	前年度の営業に関する収支明細	
商業登記に係る 登記事項証明書	応募書類の提出日前3ヶ月以内のものに限定 ※法人のみ提出	
納税証明書	法人	事業者の前年度分の法人税、法人事業税、法人市民税、消費税及び地方消費税に係るもの
	法人以外	代表者の前年度の所得税、事業税、県民税及び市町村民税並びに前年度分の消費税及び地方消費税に係るもの
事業者の定款、 規約等	法人以外の事業者にあっては、これらに類するもの	

(1) 提出部数

上記各書類とも、原本1部及び写し7部を提出してください。

(2) 書類の規格等

他の機関から交付される証明書等を除き、書類は、A4版縦使い横書きの文書としてパソコン又はワープロで作成する(手書き可)こととします。作成した各書類には、事業者名を明記の上、それぞれをホッチキスで左綴じしたものを提出してください。

16 応募書類の提出先・問合わせ先

〒990-2406 山形市大字神尾832-3

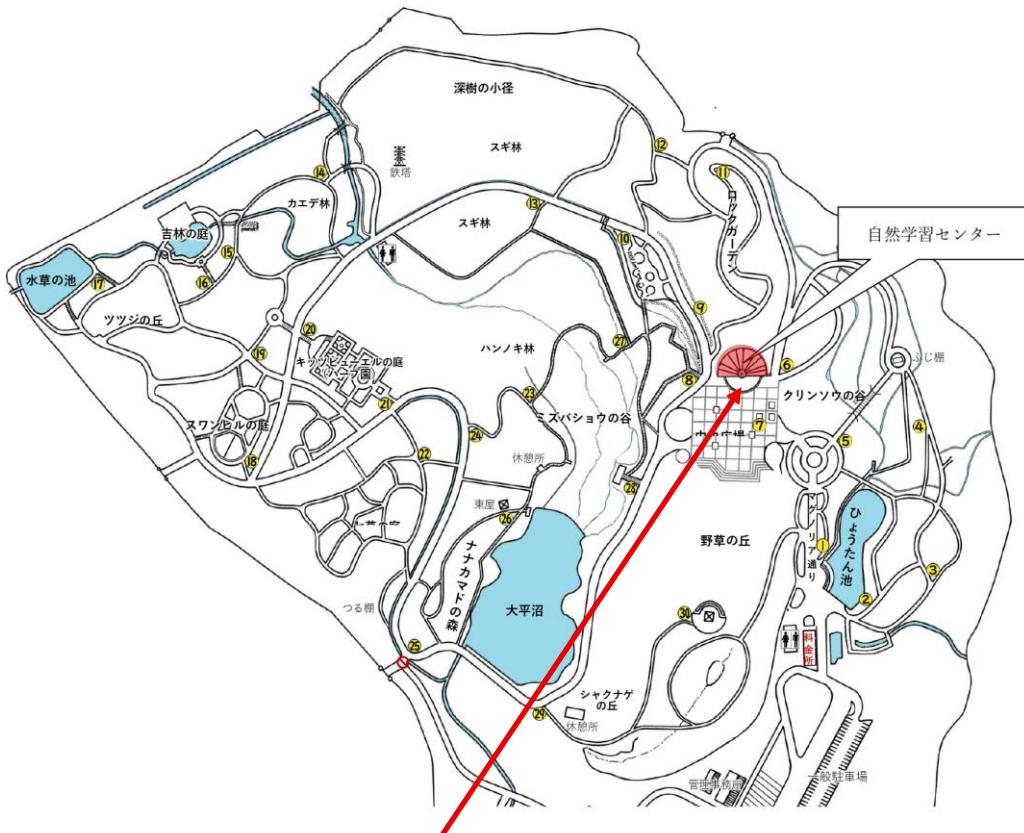
山形市野草園 管理事務所

電話 (023) 634-4120

FAX (023) 634-4121

Eメール yasouen634@celery.ocn.ne.jp

担当：五十嵐



0 50 100m

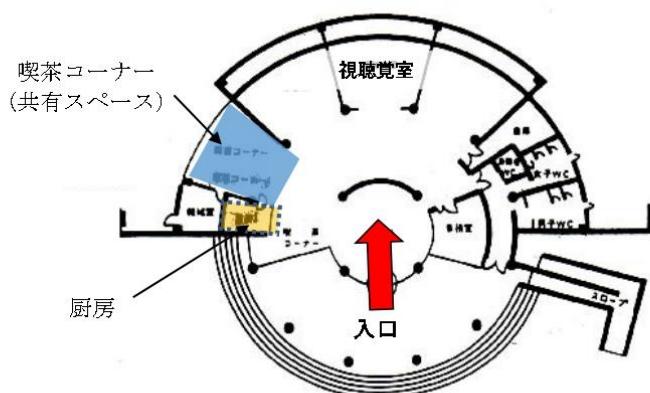
自然学習センター平面図

業務の委託場所はセンター内、厨房、喫茶コーナー

自然学習センター外観写真



↑
入口



喫茶コーナー設備及び什器・備品

項目	内 容	数量	備 考
1 電気設備	コンセント 20A	2系統	冷蔵庫等の使用分を含みます。
2 水道設備	用水	1系統	給水設備で塩素注入のうえ、食器洗いで使用しています。
3 什器・備品	冷蔵庫 電子レンジ オーブントースター IH炊飯器 電気ポット ガステーブル ガスコンロ ガスバーナー ガス瞬間湯沸器 浄水器 椅子 テーブル 二槽シンク 台下戸棚 吊戸棚 キャスター付作業台	1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 20脚 5基 1台 1台 1台 1台	315リットル 一升炊き 4リットル 2.5kg/h ろ過流量5リットル/分

山形市野草園喫茶コーナー運営事業者 評価票

評価項目

評価区分		評価項目
1	十分な実績及び経験を有しているか。	営業実績
2	経営状況が良好であるか。	経営理念、財務状況等
3	業務を適切かつ確実に遂行できる人的体制及びその他体制等が良好であるか。	人員体制
		商品・食材の供給体制
		収支計画
		衛生管理
		苦情や要望に適切に対応するための体制
4	営業プランが優れているか。	喫茶コーナー運営コンセプト
		取り扱いメニュー又は取扱品目並びに価格
		メニュー・品目数 価 格
		レイアウト及び装飾
5	総合評価	全体的なバランス